



勤次郎株式会社

証券コード 4013

第44回 定時株主総会 招集ご通知

日 時 | 2025年3月19日 (水曜日)
午前10時

場 所 | 東京都千代田区外神田四丁目14番1号
秋葉原UDXビル 南ウィング 6階

株主総会にご出席の株主様へのお土産はご用意しておりませんので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

決議事項	第1号議案	剩余金の処分の件
	第2号議案	定款一部変更の件(監査等委員会設置会社への移行)
	第3号議案	取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名選任の件
	第4号議案	監査等委員である取締役3名選任の件
	第5号議案	補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
	第6号議案	取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件
	第7号議案	監査等委員である取締役の報酬額設定の件
	第8号議案	取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に対する株式報酬制度の改定の件

株主の皆様へのお願い

- ・当日のご出席に代えて、インターネット又は書面(郵送)によって議決権行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使してくださいますようお願い申し上げます。
- ・懇親会の開催、お土産の配布は予定しておりませんのであらかじめご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。
- ・株主総会の模様をご自宅でご覧いただけるよう、株主総会オンライン配信を行います。視聴方法に関しては、「**株主総会オンライン配信のご案内**」(4頁)をご参照ください。

株主各位

証券コード 4013
2025年3月4日
(電子提供措置の開始日 2025年2月25日)

東京都千代田区外神田四丁目14番1号

勤次郎株式会社

代表取締役社長 加村光造

第44回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第44回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第44回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.kinjiro-e.com/ir/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記東京証券取引所ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に当社会社名「勤次郎」又は「コード」に当社証券コード「4013」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、「議決権行使のお手続きについて」（5頁から6頁）をご参照いただき、2025年3月18日（火）午後5時30分までに議決権行使してくださいますようお願い申し上げます。

また、本株主総会の様子をご自宅等からでもご覧いただけるように、株主様向けにオンライン配信を行います。詳細は、「株主総会オンライン配信のご案内」（4頁）をご参照ください。

敬具

記

1. 日 時 2025年3月19日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）

2. 場 所 東京都千代田区外神田四丁目14番1号
秋葉原UDXビル南ウイング6階

3. 目的事項

報告事項

1. 第44期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第44期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件（監査等委員会設置会社への移行）

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

第8号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する株式報酬制度の改定の件

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください
ますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲
載させていただきます。

<ご来場される株主様へのお願ひ>

- ▶ 懇親会の開催、お土産の配布は予定しておりませんので、予めご了承のほどよろしくお願ひ申し上げます。
- ▶ オンライン配信にあたっては、株主様の肖像権及びプライバシー等に配慮した上で、可能な範囲において株主様の容姿が撮影されないようにいたしますが、やむを得ず、映り込んでしまう場合がございますので、予めご了承のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

<株主総会オンライン配信のご案内>

- ▶ 本総会のオンライン配信は、Zoomウェビナーを通してご覧いただけます。オンライン視聴をご希望される株主様におかれましては、事前にメールにてお申込を受付させていただきます。メール本文に株主名、株主番号を明記の上、2025年3月18日（火曜日）午後5時30分までにsokai@kinjiro-e.comまでご連絡いただきますようお願い申し上げます。受付手続完了後に、ご視聴用のURLとパスワードを別途ご案内申し上げます。
- ▶ ご使用の機器やネットワーク環境によっては、ご視聴いただけない場合がございます。不具合が発生された際は「Zoomサポート」より動作環境のご確認をお願い申し上げます。
Zoomサポート (<https://support.zoom.us/hc/ja>)
- ▶ 本総会でのオンライン配信においては会社法上、株主総会への出席とは認められず、ご視聴のみ可能となります。そのため、オンライン視聴を通して、議決権行使、ご質問や動議を行うことができませんので、予めご了承のほど、よろしくお願ひ申し上げます。
- ▶ なお、オンライン視聴による株主様におかれましては、事前にメールにてご質問を受付させていただきます。メール本文に株主名、株主番号を明記の上、2025年3月18日（火曜日）午後5時30分までにsokai@kinjiro-e.comまでご連絡いただきますようお願い申し上げます。
- ▶ 事前にご連絡いただきましたご質問は本総会内においてご回答させていただく予定ですが、開催時間を短縮する観点からやむを得ず、全てのご質問にご回答できない場合や、ご回答を取りやめさせていただく場合がございます。予めご了承のほど、よろしくお願ひ申し上げます。
- ▶ 今後の状況により、オンライン配信ができなくなる可能性がございます。配信の状況等につきましては、当社ウェブサイトよりお知らせする情報をご確認くださいますよう、併せてお願い申し上げます。

◆ オンライン視聴お申込及び事前のご回答受付方法 ◆

方 法	メール本文に株主名・株主番号を明記してご連絡ください。
メールアドレス	sokai@kinjiro-e.com
締め切り	2025年3月18日（火曜日）午後5時30分

議決権行使のお手続きについて

株主総会にご出席される場合



株主総会
開催日時

2025年3月19日(水)午前10時

(受付開始：午前9時30分)

議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

■ 当日ご出席の場合は、書面またはインターネット等による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

株主総会にご出席されない場合



郵送

行使期限

2025年3月18日(火)午後5時30分到着分まで

議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。
議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。



インターネット

行使期限

2025年3月18日(火)午後5時30分まで

パソコンまたはスマートフォンから議決権行使サイト(<https://evote.tr.mufg.jp/>)にアクセスし、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

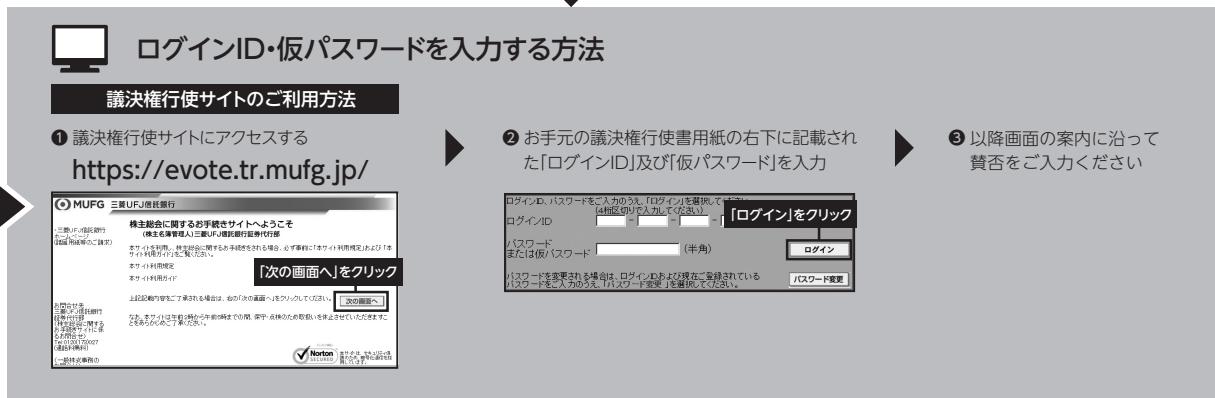
詳細は次ページをご覧ください。

注意事項

- 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い
 - (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
 - (2) インターネットにより複数回にわたり議決権行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
また、パソコンとスマートフォンで重複して議決権行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- 株主様以外の第三者による不正アクセス("なりすまし")や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。
- 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金、電話料金、パケット通信料等)は、株主様のご負担とさせていただきます。

インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて

インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>)にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。



システム等に関するお問い合わせ(ヘルプデスク)

三菱UFJ信託銀行(株) 証券代行部 フリーダイヤル **0120-173-027** (通話料無料)

受付時間：午前9時から午後9時まで

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社は、株主への利益還元を経営の重要課題の一つとし、将来の事業展開と財務体質強化のために必要な内部留保を勘案しつつ配当を行うことを基本方針としております。このような基本方針に基づき、当期業績の傾向及び今後の事業環境を考慮し、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき8.5円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は168,716,330円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年3月21日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件（監査等委員会設置会社への移行）

当社定款を以下のとおり変更いたしたいと存じます。

1.変更の理由

執行と監督の分離の一層の深化を図り、機動的な意思決定とより高度なガバナンスの両立を実現するため、「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」に移行することといたします。

これに伴い、監査役及び監査役会に関する規定の削除、監査等委員会に関する規定の新設、取締役の員数及び任期等に関する規定の変更、重要な業務執行の決定の取締役への委任に関する規定の新設並びにこれらに付随する所要の変更等を行うものであります。

2.変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

なお、本定款変更は、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

（下線は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
第1章～第3章（条文省略）	第1章～第3章（現行通り）
第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数) 第19条 当会社の取締役は、10名以内とする。 (新 設)	第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数) 第19条 当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、10名以内とする。 2 当会社の監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は5名以内とする。
(取締役の選任) 第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。	(取締役の選任) 第20条 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。
第2項～第3項（条文省略）	第2項～第3項（現行通り）

(下線は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 (新 設)	(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 3 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。 4 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。
(代表取締役および役付取締役) 第22条 <u>代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</u> 2 (条文省略) 3 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。	(代表取締役および役付取締役) 第22条 当会社は、取締役会の決議によって、監査等委員でない取締役の中から代表取締役を選定する。 2 (現行通り) 3 取締役会は、その決議によって、監査等委員でない取締役の中から取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。
(取締役会の招集権者および議長) 第23条 (条文省略)	(取締役会の招集権者および議長) 第23条 (現行通り)

(下線は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。	(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
(取締役会の決議の方法) 第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。	(取締役会の決議の方法) 第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。
(取締役会の決議の省略) 第26条 当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。	(取締役会の決議の省略) 第26条 当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。
(新 設)	(業務執行の決定の取締役への委任) 第27条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。
(取締役会の議事録) 第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役および監査役が記名押印又は電子署名する。	(取締役会の議事録) 第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役が記名押印又は電子署名する。

(下線は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
(取締役会規則) <u>第28条</u> (条文省略)	(取締役会規則) <u>第29条</u> (現行通り)
(取締役の報酬等) <u>第29条</u> 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	(取締役の報酬等) <u>第30条</u> 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって <u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して</u> 定める。
(取締役の責任免除) <u>第30条</u> (条文省略)	(取締役の責任免除) <u>第31条</u> (現行通り)
第5章 <u>監査役および監査役会</u> (<u>監査役および監査役会の設置</u>) <u>第31条</u> 当会社は <u>監査役および監査役会</u> を置く。 (<u>監査役の員数</u>) <u>第32条</u> 当会社の監査役は、5名以内とする。	第5章 <u>監査等委員会</u> (<u>監査等委員会の設置</u>) <u>第32条</u> 当会社は <u>監査等委員会</u> を置く。 (削除)
(<u>監査役の選任</u>) <u>第33条</u> 監査役は、株主総会の決議によって <u>選任する。</u> <u>2</u> <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>	(削除)

(下線は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p><u>(監査役の任期)</u></p> <p><u>第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	(削除)
<p><u>(常勤監査役)</u></p> <p><u>第35条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p><u>第36条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p>	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p><u>第33条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p>
<p><u>(監査役会の決議の方法)</u></p> <p><u>第37条 監査役会の決議は、法令の別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	<p><u>(監査等委員会の決議の方法)</u></p> <p><u>第34条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p>
<p><u>(監査役会の議事録)</u></p> <p><u>第38条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p>	<p><u>(監査等委員会の議事録)</u></p> <p><u>第35条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p>

(下線は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p><u>(監査役会規則)</u></p> <p><u>第39条</u> <u>監査役会</u>に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、<u>監査役会</u>において定める<u>監査役会規則</u>による。</p>	<p><u>(監査等委員会規則)</u></p> <p><u>第36条</u> <u>監査等委員会</u>に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、<u>監査等委員会</u>において定める<u>監査等委員会規則</u>による。</p>
<p><u>(監査役の報酬等)</u></p> <p><u>第40条</u> <u>監査役の報酬等</u>は、株主総会の決議によつて定める。</p>	(削除)
<p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p><u>第41条</u> 当会社は、取締役会の決議によって、<u>監査役</u>（<u>監査役であった者を含む。</u>）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2 当会社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に規定する金額とする。</p>	(削除)
第6章 会計監査人	第6章 会計監査人
第42条～第44条 (条文省略)	第37条～第39条 (現行通り)

(下線は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
(会計監査人の報酬等)	(会計監査人の報酬等)
第 <u>45</u> 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	第 <u>40</u> 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。
第7章 計算	第7章 計算
第 <u>46</u> 条～第 <u>49</u> 条 (条文省略)	第 <u>41</u> 条～第 <u>44</u> 条 (現行通り)
(新 設)	<u>附則</u> <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> <u>当会社は、第44回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

当社は、第2号議案が原案どおり承認可決されると、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、取締役8名全員は本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名の選任をお願いしたいと存じます。

本議案は、第2号議案の定款変更の効力発生を条件として効力が発生するものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する当社の株式の数
1	加村 稔 (1947年6月1日生)	1972年4月 1981年4月 2005年4月 2014年4月 2015年6月 2016年4月 2022年3月	日本警報装置中部株式会社（現 株式会社エヌケーシー）取締役 就任 当社 設立 代表取締役社長 就任 当社 代表取締役執行役員 社長 就任 日通システムベトナム有限会社（現 勤次郎ベトナム有限会社）会長 就任 当社 代表取締役執行役員 社長 兼営業本部長 兼営業推進本部長 就任 当社 代表取締役執行役員 社長 就任 当社 代表取締役 会長CEO 就任（現任）	1,917,524株
(取締役候補者とした理由) 加村稔氏は、1981年4月の当社創業以来、代表取締役として当社の経営を指揮し、また、当社における経営全般に関する知見をもとに卓越した見識を有していることから、取締役候補者といたしました。				

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する当社の株式の数
2	加村光造 (1973年2月11日生)	<p>1997年4月 ロジック株式会社 入社</p> <p>2002年7月 当社 入社</p> <p>2007年4月 当社 経営企画室長</p> <p>2011年11月 アイベックステクノロジー株式会社 入社</p> <p>2015年2月 当社 入社 マーケティング部長 兼第三開発部長</p> <p>2016年4月 当社 執行役員 マーケティング部長 就任</p> <p>2018年3月 当社 取締役執行役員 マーケティング本部長 就任</p> <p>2019年3月 当社 常務取締役執行役員 営業本部長 兼ヘルスライフ本部管掌 兼電子カルテ本部管掌 兼事業戦略本部管掌 就任</p> <p>2021年3月 当社 常務取締役執行役員 営業本部長 兼サービス本部管掌 就任</p> <p>2022年3月 当社 代表取締役執行役員 社長COO 営業本部担当 兼サービス本部担当 就任</p> <p>2023年3月 当社 代表取締役執行役員 社長COO 就任 勤次郎ベトナム有限会社 会長 就任 (現任)</p> <p>2024年8月 当社 代表取締役執行役員 社長COO 兼営業本部長 就任</p> <p>2025年1月 当社 代表取締役執行役員 社長COO 就任 (現任) (重要な兼職の状況) 勤次郎ベトナム有限会社 会長</p>	104,426株	
(取締役候補者とした理由)				
加村光造氏は、経営戦略、営業、サービス全般について豊富な知見と経験を有しており、当社のCOOとして経営管理業務全般を掌握し、成長を牽引してきました。今後においても成長戦略の早期実現に向けて、当社グループにおける不可欠のリーダーとして当社の更なる発展への貢献が期待できることから、取締役候補者といたしました。				

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する当社の株式の数
3	平田英之 (1958年5月2日生)	<p>1983年4月 日本電気株式会社 入社</p> <p>2013年4月 NEC Enterprise Communication Technologies, Inc. CEO&President 就任</p> <p>2018年6月 当社 入社 執行役員 事業戦略推進室長 就任</p> <p>2019年1月 当社 執行役員 事業戦略本部長 兼事業戦略部長 就任</p> <p>2021年1月 当社 執行役員 事業戦略本部長 兼データ事業推進部長 就任</p> <p>2021年3月 当社 取締役執行役員 事業戦略本部長 兼開発本部管掌 就任</p> <p>2022年3月 当社 取締役執行役員CIO 兼事業戦略本部長 兼開発本部担当 就任</p> <p>2022年8月 当社 取締役常務執行役員CTO 兼CIO 兼事業戦略本部長 兼開発本部担当 就任</p> <p>2023年1月 当社 取締役常務執行役員CTO 兼CIO 兼事業戦略本部長 兼開発本部担当 兼ヘルスライフ本部担当 就任</p> <p>2023年8月 当社 取締役常務執行役員CTO 兼CIO 兼事業戦略本部長 兼ヘルスライフ本部長 兼開発本部担当 就任</p> <p>2024年10月 当社 取締役常務執行役員CTO 兼CIO 兼事業戦略本部長 兼ヘルスライフ本部担当 兼開発本部担当 就任</p> <p>2025年1月 当社 取締役常務執行役員CTO 兼CIO 兼クラウド戦略本部長 就任 (現任)</p>		20,538株
(取締役候補者とした理由)				
平田英之氏は、当社入社以来、事業戦略本部を指揮しクラウド事業の発展に貢献し、また、開発本部及びヘルスライフ本部を管掌するなど、当社の経営において豊富な経験と実績を有していることから、取締役候補者といたしました。				

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する当社の株式の数
4	加村建史 (1974年1月30日生)	<p>1998年4月 カントー株式会社 入社</p> <p>2002年3月 当社 入社</p> <p>2007年4月 当社 管理部長</p> <p>2009年4月 当社 営業部長</p> <p>2014年4月 当社 新事業企画部長</p> <p>2015年4月 当社 執行役員ヘルスケア本部長（現ヘルスライフ本部）就任</p> <p>2021年3月 当社 取締役執行役員 ヘルスライフ本部 管掌 兼電子カルテ本部管掌 就任</p> <p>2022年3月 当社 取締役執行役員 ヘルスライフ本部 担当 兼電子カルテ本部担当 就任</p> <p>2023年1月 当社 取締役執行役員 マーケティング戦略本部担当 兼電子カルテ本部担当 就任</p> <p>2024年6月 当社 取締役執行役員 マーケティング戦略本部長 兼電子カルテ本部担当 就任</p> <p>2025年1月 当社 取締役執行役員 マーケティング戦略本部長 就任（現任）</p>		70,878株
<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>加村建史氏は、当社管理部長、営業部長、ヘルスライフ本部長を歴任し、現在はマーケティング戦略本部を管掌するなど、当社の経営において豊富な経験と実績を有していることから、取締役候補者といたしました。</p>				

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する当社の株式の数
5	木下隆之 (1959年1月7日生)	1981年4月 2007年4月 2022年4月 2023年3月 2023年4月 2024年8月 2025年1月	日本電気株式会社 入社 同社 PB営業事業部 統括部長 当社 入社 執行役員営業本部長 就任 当社 取締役執行役員 営業本部長 兼サービス本部担当 就任 当社 取締役執行役員 営業本部担当 兼サービス本部担当 就任 当社 取締役執行役員 サービス本部担当 兼営業本部長補佐 就任 当社 取締役執行役員 営業本部長補佐 就任 (現任)	3,100株

(取締役候補者とした理由)

木下隆之氏は、日本電気株式会社に在任中、PB営業事業部の統括部長として直販・パートナー販売に携わっており、常に顧客ファーストの精神のもと営業部門及びサービス部門の責任者として豊富な経験と幅広い知識を有しております。

これらの知識・経験・能力等を当社の営業部門の強化に活かしていただくとともに、Universal勤次郎を中心とした当社製品の新しい販路の確立に有効な施策の実行を期待できることから、取締役候補者といたしました。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する当社の株式の数
6	<p>(新任) 前畠岳史 (1969年10月6日生)</p> <p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>前畠岳史氏は、株式会社三菱UFJ銀行において要職を歴任し、金融に関する幅広い経験と知識を有しております、また、現在、当社CFO兼管理本部長に就いております。入社後は、ガバナンス強化を推進し、当社グループの企業価値の向上に尽力しており、今後もその幅広い知識と経験を活かした経営手腕が発揮されることを期待することから取締役候補者といたしました。</p>	<p>1993年4月 株式会社三和銀行(現 株式会社三菱UFJ銀行) 入行</p> <p>2017年1月 同行 小田井支店支店長</p> <p>2019年4月 同行 上前津支店支店長</p> <p>2024年4月 当社 入社 執行役員CFO 兼管理本部長 就任 (現任)</p>		ー株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する当社の株式の数
7	石井淳子 (1957年11月17日生)	<p>1980年4月 労働省(現 厚生労働省)入省 2009年7月 同省 大阪労働局長 2010年7月 同省 大臣官房審議官(雇用均等・児童家庭、少子化対策担当) 2012年9月 同省 雇用均等・児童家庭局長 2014年7月 同省 政策統括官(労働担当) 2015年10月 同省 社会・援護局長 2017年6月 三井住友海上火災保険株式会社 社外監査役 就任 川崎重工業株式会社 社外監査役 就任 日鉄ソリューションズ株式会社 社外取締役 就任 2019年6月 2020年6月 2021年6月 2024年3月 2024年6月</p> <p>川崎重工業株式会社 社外取締役(監査等委員) 就任(現任) 三井住友海上火災保険株式会社 社外取締役 就任(現任) 当社 取締役 就任(現任) 学校法人大東文化学園 理事長(現任) (重要な兼職の状況) 川崎重工業株式会社 社外取締役(監査等委員) 三井住友海上火災保険株式会社 社外取締役 学校法人大東文化学園 理事長</p>		一株

(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)

石井淳子氏は、厚生労働省において大阪労働局長、大臣官房審議官、雇用均等・児童家庭局長、政策統括官、社会・援護局長等の要職を歴任し、労働行政に関する豊富な経験と高い見識を活かして、当社の経営戦略等について、有用な意見・助言が期待できることから、社外取締役候補者といたしました。

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 取締役候補者の所有する当社株式数は、2024年12月31日現在の状況を記載しております。

3. 石井淳子氏は社外取締役候補者であります。

4. 石井淳子氏は社外取締役に就任してから1年になります。

5. 当社は、石井淳子氏と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結し、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。

6. 当社は、石井淳子氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。

7. 当社は、取締役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用が填補されることとなります。なお、当該保険料は全額当社が負担しております。各取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案が原案どおり承認可決されると、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたします。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案の定款変更の効力発生を条件として効力が発生するものといたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する当社の株式の数
1	(新任) ふじ おか あきら 藤岡 旭 (1947年4月29日生)	1970年4月 2003年6月 2007年6月 2016年6月 2020年4月	中部電力株式会社 入社 同社 取締役 就任 中電興業株式会社 代表取締役社長 就任 当社 監査役 就任(現任) 日通システムベトナム有限会社(現 勤次郎ベトナム有限会社) 監査役 就任(現任) (重要な兼職の状況) 勤次郎ベトナム有限会社 監査役	20,000株

(監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)
藤岡旭氏は、経営者としての豊富な経験や高い見識を活かし、経営全体に対して独立した立場で経営監視機能を発揮されております。今後も引き続きコーポレート・ガバナンス及びリスクマネジメントに関する高い知見に基づき、独立かつ中立の立場から客観的に監査意見を表明できることを期待して監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものです。
また、同氏は当社株式を20,000株保有しておりますが、その他、当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する当社の株式の数
2	(新任) 加藤 厚 (1951年4月11日生)	1980年4月 1985年4月 2009年6月	名古屋弁護士会（現 愛知県弁護士会） 登録 加藤厚法律事務所 開設（現 加藤・上田 総合法律事務所 共同代表）（現任） 当社 監査役 就任（現任） (重要な兼職の状況) 加藤・上田総合法律事務所 共同代表	10,000株
(監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)				
加藤厚氏は、弁護士として法務面での高い専門的見地からの提言が的確であることから、独立かつ中立の立場から客観的に監査意見を表明できることを期待して、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものです。 また、同氏は当社株式を10,000株保有しておりますが、その他、当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。				
3	(新任) 岡野 英生 (1959年10月3日生)	1982年10月 2002年5月 2022年7月 2023年6月 2023年9月 2024年3月	監査法人朝日会計社（現 有限責任 あずさ 監査法人）入所 朝日監査法人（現 有限責任 あずさ監査法 人）代表社員 就任 岡野公認会計士事務所開設（現任） 朝日税理士法人 顧問 就任 朝日税理士法人一宮事務所 社員 就任 (現任) 当社 監査役 就任（現任） (重要な兼職の状況) 朝日税理士法人一宮事務所 社員	一株
(監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)				
岡野英生氏は、公認会計士として財務及び会計に関する豊富な知識や経験を有し、有限責任 あずさ監査法人の代表社員を務めた経験等幅広い見識を有していることから、独立かつ中立の立場から客観的に監査意見を表明できることを期待して監査等委員である社外取締役に選任をお願いするものです。 また、同氏と当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。				

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 各候補者の所有する当社株式数は、2024年12月31日現在の状況を記載しております。

3. 藤岡旭、加藤厚、岡野英生の各氏は、社外取締役候補者であります。

4. 藤岡旭氏は社外監査役に就任してから8年9ヵ月、加藤厚氏は15年9ヵ月、岡野英生氏は1年になります。

5. 当社は、藤岡旭、加藤厚、岡野英生の各氏と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結し、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。各氏の選任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。

6. 当社は、藤岡旭、加藤厚、岡野英生の各氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。各氏の選任が承認された場合、各氏は引き続き独立役員となる予定であります。

7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用が填補されることとなります。なお、当該保険料は全額当社が負担しております。各候補者の選任が承認されると、当該保険契約の被保険者となります。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第2号議案が原案どおり承認可決されると、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である社外取締役が法令に定める員数を欠くこととなる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたすものであります。

また、本決議の効力は次回定時株主総会開始の時までとしますが、就任前に限り、取締役会の決議によって取り消すことができるものとします。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案の定款変更の効力発生を条件として効力が発生するものといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する当社の株式の数
小椋邦彦 (1955年5月2日生)	1979年4月 トヨタ自動車工業株式会社（現 トヨタ自動車株式会社）入社 1998年1月 同社 法規部国内法務室長 2001年1月 同社 経営企画部主査 2005年4月 トヨタアラバマ社長 就任 2008年1月 NUMMI社長 就任 2010年6月 トヨタ自動車株式会社 常務役員 就任 広汽トヨタ総經理 就任 2013年6月 株式会社協豊製作所 代表取締役社長 就任 2020年6月 同社 退任 2022年8月 当社 顧問（現任）		一株
(補欠の監査等委員である社外取締役候補とした理由及び期待される役割の概要) 小椋邦彦氏は、経営者としての豊富な経験や高い見識を活かし、経営全体に対して独立した立場で経営監視機能を期待できることから、社外取締役監査等委員として適任であると判断し、候補者として選任をお願いするものです。			

(注) 1. 小椋邦彦氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 当社は、小椋邦彦氏が、補欠の監査等委員である取締役として選任が承認可決され、その後、同氏が社外取締役監査等委員に就任した場合には、同氏との間で責任限度額を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。

3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。その契約の内容の概要は、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して、保険期間中に株主、会社、従業員、その他第三者から損害賠償請求がなされた場合に係る損害賠償金及び訴訟費用等を補うものです。補欠の監査等委員である取締役として小椋邦彦氏の選任が承認可決され、その後、同氏が社外取締役監査等委員に就任した場合には、同氏は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

4. 補欠の監査等委員である取締役として小椋邦彦氏の選任が承認可決され、その後、同氏が社外取締役監査等委員に就任した場合には、当社は同氏を当社が上場する株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、2009年6月23日開催の第28回定時株主総会におきまして、基本報酬総額限度額200,000千円以内としてご承認いただき現在に至っておりますが、当社は、第2号議案が原案どおり承認可決されると、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、現在の取締役の報酬額の定めを廃止し、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額について、年額200,000千円以内（うち社外取締役分20,000千円以内）とさせていただきたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、役員の員数、職責などを総合的に勘案して、相当であるものと判断しております。

現在の取締役は8名（うち社外取締役3名）であります。第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されると、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は7名（うち社外取締役1名）となります。

本議案は、第2号議案の定款変更の効力発生を条件として効力が発生するものといたします。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社の監査役の報酬額は、2009年6月23日開催の第28回定時株主総会におきまして、基本報酬総額限度額30,000千円以内としてご承認いただき現在に至っておりますが、当社は、第2号議案が原案どおり承認可決されると、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額について、年額30,000千円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、役員の員数、職責などを総合的に勘案して、相当であるものと判断しております。

第2号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されると、監査等委員である取締役は3名（うち社外取締役3名）となります。

本議案は、第2号議案の定款変更の効力発生を条件として効力が発生するものといたします。

第8号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する株式報酬制度の改定の件

当社は、取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、2022年3月25日開催の第41回定時株主総会において、既存の金銭報酬枠とは別枠で、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）を対象とした譲渡制限付株式報酬制度を導入し、同制度に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与として発行又は処分される当社の普通株式の総額を年額100,000千円以内とすること、及び本制度に基づき発行又は処分をされる当社の普通株式の総数を年5万株以内とすることにつきご承認をいただいておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員会設置会社に移行することに伴い、第6号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件」としてご承認をお願いしております報酬枠とは別枠で、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対して譲渡制限付株式の付与として発行又は処分される当社の普通株式の総額を、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額100,000千円以内とすることにつきご承認をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。また、現在の取締役は8名（うち社外取締役3名）でありますが、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」が原案どおり承認された場合、対象取締役の員数は6名となります。

本議案に基づき、対象取締役は、当社の取締役会決議により当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年10万株以内（ただし、本議案が承認された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整する。）といたします。

また、譲渡制限付株式の付与に際しては、当社の取締役の報酬等として普通株式の発行又は自己株式の処分が行われるものであり、募集株式と引換えにする金銭の払込みは要しませんが、対象取締役の報酬額は、1株につき各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として算出いたします。

本議案に基づく当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものといたします。

【本割当契約の内容の概要】

(1) 謾渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より当社又は当社の子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した直後の時点までの間（以下「譾渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譾渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譾渡制限」という。）。

(2) 退任又は退職時の取扱い

対象取締役が当社の取締役会が予め定める期間（以下「役務提供期間」という。）の満了前に当社又は当社の子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了又は定年、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 謾渡制限の解除

当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、当社又は当社の子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譾渡制限期間が満了した時点をもって譾渡制限を解除する。

ただし、①当該対象取締役が正当な理由により、役務提供期間が満了する前に当社又は当社の子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合、又は、②当該対象取締役が役務提供期間の満了後においても、譾渡制限期間の満了前に正当な理由以外の理由により、当社又は当社の子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合には、譾渡制限を解除する本割当株式の数及び譾渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譾渡制限が解除された直後の時点において、なお譾渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譾渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関する当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譾渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譾渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譾渡制限が解除された直後の時点において、譾渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

(ご参考)

当社は、本株主総会終結の時以降、上記の譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を、当社の取締役を兼務しない執行役員及び当社の従業員に対し、割り当てる可能性があります。

なお、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は事業報告（本招集ご通知42頁）に記載のとおりであり、監査等委員会設置会社への移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）についても概ね同内容の方針とする予定であります。

また、上記のとおり、本割当株式の価値を割当に係る取締役会決議の日の前営業日時点の時価で評価した金額は、上記年額の上限の範囲内とし、希釈化率も軽微であることから、本議案の内容は相当なものであると判断しております。

以上

事 業 報 告

(2024年1月1日から)
(2024年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当社のマーケットについては、2024年4月に「働き方改革関連法」の適用猶予事業に対しても時間外上限規制が適用されたほか、労災認定基準に勤務間インターバルが追加されるなどの過重労働に対する指導強化への対応、長時間労働者への健康指導など、お客様企業にとっては、より一層きめ細かな労務管理が求められる環境となっております。さらには、「人的資本」の考え方として、非財務情報の一つである「労働安全衛生」情報の開示が求められ、就業情報の有効活用、就業管理に付随する様々なHRM（ヒューマン・リソース・マネジメント）サービスへのニーズが増加しています。

少子高齢化と人生100年時代の到来、働く人のキャリア観の変化などにより、企業にとっては、事業環境の変化への対応と、企業価値の向上のために人的資本投資を行い、経営戦略に沿ったHRMによる人材の確保・育成、組織の再編などがあります重要となっております。

このような状況にあって、当社が標榜する「働き方改革＆健康経営®」の推進は、社員の健康増進及び「ワーク・エンゲイジメント」向上による労働生産性の向上と人的資本の拡充で組織の活性化をもたらし、結果的に企業の持続的発展に繋がる取組みとして一層注目されております。

以上のような状況の中、当連結会計年度においては、当社グループの主力製品「Universal 勤次郎 就業・勤怠管理」が、「勤次郎Enterprise」の次世代製品として本格的に売上に寄与してまいりました。「Universal 勤次郎 健康管理」と併せて、働きやすい組織・環境づくりと、社員の心身の健康づくりに貢献し、企業の「人的資本」への投資をサポートする「HRMソリューション」として、お客様から高い評価を受けております。

セグメントごとの経営成績を示すと、次のとおりであります。

クラウド事業の販売は、市場ニーズが一段と高まっていることから、リカーリングレベニューであるクラウドライセンス売上は2,301,703千円（前年同期比19.3%増）を計上しており、引き続き安定した収益確保に貢献した結果、事業全体としては3,009,691千円（前年同期比21.6%増）となりました。

また、オンプレミス事業の販売については、クラウド契約に変更となった契約があったこと等により、事業全体としては1,205,616千円（前年同期比4.0%減）となりました。リカーリングレベニューであるプレミアムサポート売上についても、引き続き安定した収益確保

に貢献しており、572,325千円（前年同期比1.0%増）となりました。

これらの結果、HRM事業の売上高は4,215,307千円（前年同期比13.0%増）、セグメント利益は667,854千円（前年同期比38.1%増）となりました。

また、不動産賃貸事業については、テナントからの賃料収入等により、売上高は281,942千円（前年同期比7.7%減）、セグメント利益は62,002千円（前年同期比30.0%減）となりました。

以上の結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高は4,376,654千円（前年同期比11.6%増）、営業利益は729,856千円（前年同期比27.6%増）、経常利益は733,247千円（前年同期比30.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は461,849千円（前年同期比24.8%増）となりました。

注）健康経営®は特定非営利活動法人健康経営研究会の登録商標です。

（2）設備投資の状況

当連結会計年度は、HRM事業では主にクラウドサービスの設備増強を目的としたサーバーの増設、事業所の移転等を行っており、総額で226,857千円の設備投資を実施いたしました。

また、不動産賃貸事業ではテナントの入替による改修等を行っており、総額で6,680千円の設備投資を実施いたしました。

(3) 対処すべき課題

今後の労働市場を展望すると、少子高齢化時代による労働人口の減少が続く中で、労働力確保のための手段は多様化する傾向にあります。2024年4月には「働き方改革関連法」の適用猶予事業に対しても時間外上限規制が適用され、雇用する企業は、労災認定基準に勤務間インターバルが追加されるなどの過重労働に対する指導強化への対応や、長時間労働者への健康指導等、より一層きめ細かな労務管理が求められております。さらには、就業情報の有効活用等、就業管理に付随する機能に対する様々なニーズも増加していくものと考えられます。

また、ヘルスケア分野においては、改正労働安全衛生法によるストレスチェックの義務化以降多くの企業で「健康経営」が推進されております。この「健康経営」は従業員の健康増進及び「ワーク・エンゲイジメント」向上による生産性の向上と組織の活性化をもたらし、結果的に業績向上にも繋がる新しい企業価値の向上策の一つに取り上げられております。

このような動向を鑑み、当社グループは、従業員の就業・健康データや日常の活動情報を総合的に分析し、従業員並びに個人の健康管理に活用できる新サービスの開発・機能強化をしていく必要があると認識しております。そのためには、健康管理ソリューション「Universal 勤次郎 健康管理」の機能を拡充していくとともに、働き方改革ソリューションと健康管理ソリューションのデータを統合的に活用できるシステムとしてリリースした「Universal 勤次郎」の販売に注力してまいります。

当社グループは、これらのソリューションをクラウドサービス及びパッケージ販売により顧客企業へ提供しておりますが、今後も継続して成長し続けるために、クラウド事業を成長ドライバーにリカーリングレビューを拡大することを基本戦略としております。自社設備にて提供しているクラウドサービスを顧客企業に安心して利用していただくためには、「勤次郎AuthLink」（2022年12月リリース）による多要素認証などのシステムによってセキュリティ対策を強化し、かつ設備を安定的に稼働させる必要があります。当社は引き続きISMS及びプライバシーマークの規格に適合するセキュリティ対策を講じるとともに積極的に設備投資を行うなど、ESG経営への取組みによる高品質なサービスの提供に努めてまいります。

また、大きく成長する「働き方改革＆健康経営」市場において当社グループが事業を拡大していくためには、優秀な人材の確保と育成による一層の社内体制の強化が最重要課題と考えております。優秀な人材の積極的な採用活動と全従業員への集合教育研修及び役員・幹部人材への高度な外部研修を行っておりますが、今後も人的資本への投資を進め、従業員が能力を最大限に発揮できる環境と職場づくりに努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、何卒格別のご理解を賜り、今後ともより一層のご支援・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区分	2021年度 第41期	2022年度 第42期	2023年度 第43期	2024年度 (当連結会計年度) 第44期
売上高	3,324,414 千円	3,551,547 千円	3,923,340 千円	4,376,654 千円
親会社株主に帰属する当期純利益	162,918 千円	304,655 千円	370,067 千円	461,849 千円
1株当たり当期純利益	7.97 円	15.40 円	19.00 円	23.60 円
総資産	9,778,464 千円	12,653,110 千円	12,787,232 千円	12,814,312 千円
純資産	8,854,226 千円	8,755,186 千円	8,995,832 千円	9,370,295 千円

(注) 1. 2024年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。そのため、第41期の期首に株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第42期の期首から適用しており、第42期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
勤次郎ベトナム有限会社	6,310,800,000 ベトナムドン	100.0 %	ソフトウェアの開発

(6) 主要な事業内容

当社の主要な事業内容は、次のとおりであります。

HRM事業

① 就業・人事・給与ERPパッケージソフトウェア、健康管理システム、関連サブシステム及びタイムレコーダーの開発・製造及び販売事業、並びにクラウドでのソフトウェアの利用サービス事業

② アプリの開発・製造及び販売事業

不動産賃貸事業

① オフィス用賃貸物件の賃貸、及び管理業務

(7) 主要な事業所

① 当社

名 称	所 在 地
本社	東京都千代田区
名古屋本部	愛知県名古屋市
大阪支店	大阪府大阪市
札幌支店	北海道札幌市
東北支店	宮城県仙台市
九州支店	福岡県福岡市
流通センター	愛知県名古屋市

② 子会社

名 称	所 在 地
勤次郎ベトナム有限会社	ベトナム国ハノイ市

(8) 従業員の状況

① 企業集団の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
308名	4名減

(注) 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む）であり、臨時雇用者数は従業員数の100分の10未満であるため、記載しておりません。

② 当社の従業員数

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齡	平均勤続年数
258名	-	36.5歳	7.5年

(注) 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む）であり、臨時雇用者数は従業員数の100分の10未満であるため、記載しておりません。

(9) 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	2,165,338 千円
株式会社愛知銀行	5,851
株式会社みずほ銀行	4,800

(注) 株式会社愛知銀行は、2025年1月1日付で株式会社あいち銀行に商号変更しております。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 33,600,000株
- (2) 発行済株式の総数 20,840,000株
- (3) 株主数 3,413名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
エヌイーシステムサービス株式会社	7,170,000 株	36.1 %
加 村 稔	1,917,524	9.7
勤 次 郎 持 株 会	1,698,349	8.6
M K 株 式 会 社	1,100,000	5.5
光 通 信 株 式 会 社	713,600	3.6
良 原 一 行	450,000	2.3
三菱UFJキャピタル株式会社	450,000	2.3
國 井 達 哉	368,816	1.9
加 村 光 子	320,000	1.6
清 板 大 亮	317,900	1.6

(注) 1. 持株比率は、当事業年度の末日における発行済株式数（自己株式を除く）の総数に対する割合であります。

2. 当社は、自己株式991,020株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

3. 当社は、信託型従業員持株インセンティブ・プラン（E-Ship）を導入しており、当該信託の信託財産として野村信託銀行株式会社が所有する224,600株は、上記(注)2の自己株式に含めておりません。

4. 当社は、2022年3月25日開催の第41回定時株主総会の決議に基づき、譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました。これを受け、2024年3月22日開催の臨時取締役会において、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を決議し、同年4月19日付で取締役（社外取締役を除く）5名に対し自己株式16,790株（株式分割考慮後）の処分を行っております。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、2024年7月1日付で、普通株式を1株につき2株の割合で株式分割を行っており、同日付で発行可能株式総数が16,800,000株から33,600,000株に、発行済株式総数が10,420,000株から20,840,000株になっております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 会 長	加 村 稔	
代 表 取 締 役 社 長	加 村 光 造	勤次郎ベトナム有限会社 会長
取 締 役	平 田 英 之	事業戦略本部、開発本部、ヘルスライフ本部
取 締 役	加 村 建 史	マーケティング戦略本部、電子カルテ本部
取 締 役	木 下 隆 之	営業本部、サービス本部
取 締 役	渡 邊 芳 樹	日本赤十字社 常任理事 社会福祉法人こどもの国協会 理事長 一般社団法人全国国民健康保険組合協会 会長
取 締 役	三 輪 昭 尚	
取 締 役	石 井 淳 子	川崎重工業株式会社 社外取締役（監査等委員） 三井住友海上火災保険株式会社 社外取締役 学校法人大東文化学園 理事長
常 勤 監 査 役	藤 岡 旭	勤次郎ベトナム有限会社 監査役
監 査 役	加 藤 厚	加藤・上田総合法律事務所 共同代表
監 査 役	岡 野 英 生	朝日税理士法人一宮事務所 社員

(注) 1. 渡邊芳樹、三輪昭尚、石井淳子の各氏は、社外取締役であります。

2. 藤岡旭、加藤厚、岡野英生の各氏は、社外監査役であります。

3. 当社は、取締役渡邊芳樹、三輪昭尚及び石井淳子の各氏、監査役藤岡旭、加藤厚及び岡野英生の各氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

4. 監査役岡野英生氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

5. 当社は、取締役及び監査役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該被保険者の範囲は、当社の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が補填されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には補填の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の社外取締役及び社外監査役は、会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に係る事項

当社は、2021年2月10日開催の取締役会において、取締役の報酬等に係る決定方針を決議しております。

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該個人別の報酬等は当該決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2009年6月23日に開催した定時株主総会において、基本報酬総額限度額を取締役は200,000千円（決議日時点の取締役の員数は3名）、監査役は30,000千円（決議日時点の監査役の員数は2名）と決議しております。また、2022年3月25日に開催した定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬制度を採用し、その総額限度額を100,000千円（決議日時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は5名）と決議しております。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

2024年3月22日開催の取締役会において、代表取締役社長加村光造に対し限度額の範囲内で取締役の個人別の報酬額の決定を一任する決議を行っております。委任した理由は、各取締役の業務遂行状況を把握している代表取締役社長が取締役の個別の報酬額を決定するのに適していると判断したためであります。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)		対象となる役員 の員数 (人)
		基本報酬	譲渡制限付 株式報酬	
取締役 (うち、社外取締役)	131,406 (20,500)	124,134 (20,500)	7,272 (-)	9 (4)
監査役 (うち、社外監査役)	18,237 (18,237)	18,237 (18,237)	- (-)	4 (4)

(注) 1. 当社は2022年3月25日開催の第41回定時株主総会の決議に基づき、役員退職慰労金制度を廃止し、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

これに基づき、上記のほか、当期中に退任した取締役1名（うち、社外取締役1名）に対し1,762千円、及び監査役1名（うち、社外監査役1名）に対し219千円の退職慰労金を支給しております。

2. 譲渡制限付株式報酬の内容は、当社の取締役（社外取締役を除く。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進める目的として、年額100,000千円を上限として、譲渡制限付株式を割当てるための報酬であり、譲渡制限付株式の割当を受けた取締役は、譲渡制限付株式の割当日より当社又は当社の子会社の役職員の地位を退任又は退職するまでの間、割当を受けた譲渡制限付株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないこととなっております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等との兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役渡邊芳樹氏は、日本赤十字社の常任理事、社会福祉法人こどもの国協会の理事長及び一般社団法人全国国民健康保険組合協会の会長であります。なお、日本赤十字社、社会福祉法人こどもの国協会及び一般社団法人全国国民健康保険組合協会と当社との間には特別な利害関係はありません。

取締役石井淳子氏は、川崎重工業株式会社 社外取締役（監査等委員）、三井住友海上火災保険株式会社 社外取締役、学校法人大東文化学園 理事長であります。川崎重工業株式会社、三井住友海上火災保険株式会社及び学校法人大東文化学園と当社との間には特別な利害関係はありません。

監査役加藤厚氏は、加藤・上田総合法律事務所の共同代表であります。なお、同事務所と当社との間には特別な利害関係はありません。

監査役岡野英生氏は、朝日税理士法人一宮事務所の社員であります。なお、同事務所と当社との間には特別な利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	渡邊芳樹	当事業年度開催の取締役会15回の全回に出席し、主に社外取締役として客観的な見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役	三輪昭尚	当事業年度開催の取締役会15回の全回に出席し、主に社外取締役として客観的な見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役	石井淳子	当事業年度開催の取締役会11回の全回に出席し、主に社外取締役として客観的な見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役	藤岡旭	当事業年度開催の取締役会15回の全回に、また、監査役会15回の全回に出席し、必要に応じ、主に企業経営者としての豊富な経験と高い見識に基づき、発言を行っております。
監査役	加藤厚	当事業年度開催の取締役会15回の全回に、また、監査役会15回の全回に出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から、当社のコンプライアンスの体制の構築・維持についての発言を行っております。
監査役	岡野英生	当事業年度開催の取締役会11回の全回に、また、監査役会10回の全回に出席し、必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地から、当社の財務及び会計についての発言を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	23,700千円
② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23,700千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、会計監査人の監査計画、監査日数及びそれに基づく報酬額の見積りを検討した結果、当社の規模に照らして妥当な水準と判断したためであります。
3. 当社の子会社であります勤次郎ベトナム有限会社は、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告するものといたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びにその他業務の適正を確保するために必要な体制（内部統制システム）を次のとおり整備しております。以下、「内部統制システムの整備に関する基本方針」の概要を記載いたしました。（当社の「内部統制システムの整備に関する基本方針」は2016年6月9日開催の取締役会にて決議され、直近では2020年4月9日付で一部改訂されております。）

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するために「企業理念」「行動憲章」「行動規範」を制定し、取締役及び使用人はこれを遵守する。
- ・「取締役会規則」を始めとする社内諸規程を制定し、取締役及び使用人はこれを遵守する。
- ・管理部をコンプライアンスの統括部署として、コンプライアンス委員会と連携の上、取締役及び使用人に対する適切な教育研修体制を構築する。
- ・取締役の職務の執行については、各監査役の監査対象とするほか、取締役が他の取締役の法令や定款に違反する行為を発見した場合は直ちに監査役及び取締役に報告し、その是正を図る。
- ・使用人による職務の遂行が法令、定款及び社内規程に違反することなく適切にされているかチェックするため、内部監査室を設置し、当該内部監査により法令等の遵守を確保する。
- ・法令や定款に違反する行為を発見した場合の内部通報体制を構築する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役会議事録、その他重要な書類等の取締役の職務執行に係る情報の取扱いは「文書管理規程」に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理する。
- ・文書管理部署の管理部は、取締役及び監査役の閲覧請求に対して、何時でもこれらの文書を閲覧に供する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社は、取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、これに従いリスク管理に係る「リスク管理規程」を制定し、多様なリスクを可能な限り未然に防止し、危機発生時には企業価値の毀損を極小化するための体制を整備する。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を毎月定例に開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。
- ・「取締役会規則」、「職務分掌規程」、「職務権限規程」を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図る。

⑤当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・管理部を関係会社担当部署とし、「関係会社管理規程」に基づき、関係会社管理を行う。
- ・経営管理については、子会社の取締役に当社の取締役又は執行役員が就任することにより、当該子会社の取締役の職務の執行の効率性を確保し、取締役会等において業績その他重要事項を報告する。
- ・内部監査室は、当社及び当子会社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告し、社長はこれを承認する。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項、当該使用者の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用者に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・監査役から監査役の職務を補助すべき使用者を求められたときは、取締役会は監査役と協議の上、監査役スタッフを任命し、当該監査業務の補助に当たらせる。
- ・監査役を補助すべき使用者は、取締役からの独立性が確保されるものとし、その人事については、監査役と事前に協議を行う。

⑦取締役及び使用者が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

- ・当社及び子会社の取締役及び使用者は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、速やかに監査役に報告する。また監査役は、いつでも必要に応じて、当社及び子会社の取締役及び使用者に対して報告を求めることができる。
- ・監査役は、取締役会などの経営に係る重要な会議に出席するとともに年間監査計画に基づき、各部署への往査、代表取締役への助言及び会計監査人との随時の意見交換などを行うことができる。
- ・当社及び子会社の取締役及び使用者は、監査役からの業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告する。
- ・当社の監査役へ報告を行った当社及び子会社の取締役及び使用者に対し、そのことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の取締役及び使用者に徹底する。

⑧その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査役は、会計監査人及び内部監査室と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。
- ・監査役は、監査業務に必要と判断した場合は、会社の費用負担にて弁護士、会計監査人、その他専門家の意見を聴取することができる。
- ・当社は、監査役の職務の執行に係る費用等について、当該監査役の職務の執行に必要なことを証明した場合を除き、速やかにこれを支払う。

⑨反社会的勢力との取引排除に向けた体制

- ・国が示した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」また、日本経団連がまとめた「企業行動憲章」を基本姿勢とし、反社会的勢力に対して屈すことなく法律に則して対応することや、各関連規程の充実及び周知徹底を図り、当社及び子会社への啓発活動に努める。
- ・管理部を対応部署とするが、同部門に一任せず会社全体で対応することとしている。
- ・愛知県企業防衛対策協議会及び公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加盟しており、同協議会にて開催される会議等に参加し、情報の共有化を図り、協力体制を整備している。

⑩財務報告の信頼性を確保するための体制

- ・当社は、当社及び子会社の財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法及び関係法令に基づく内部統制報告制度を有効かつ適切に運用するとともに継続的に整備・運用評価・有効性の評価を行い、必要があれば改善を行うものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における主な運用状況は以下のとおりであります。

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・内部監査室により実施した当社の内部監査結果を代表取締役社長に報告しました。
- ・取締役及び使用人を対象とするオンライン形式による「ハラスメント研修」を1回実施しました。
- ・内部通報体制について当期の通報はありません。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・開催した取締役会の資料及び議事録はセキュリティが確保された場所で適切に保管しました。
- ・情報セキュリティシステムマネジメントシステムに基づくセキュリティ監査を実施し、情報（資料・議事録）を安全かつ適切に管理していることを確認しました。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制
・該当事項はありません。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
・取締役会は、定例会議を12回、臨時会議を3回開催し、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役がやむを得ない事情がある場合を除き、全ての取締役会に出席しました。

⑤当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
・月1回開催される取締役会において子会社の営業及び損益状況等に係る報告をしました。
・内部監査室により実施した当社及び子会社の内部監査結果を代表取締役社長に報告しました。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
・該当事項はありません。

⑦取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
・開催された全ての取締役会、執行役員会に監査役が出席し職務の遂行状況を確認しました。

⑧その他監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制
・監査役は会計監査人及び内部監査室と定期的な会合を5回開催し情報交換しました。
・監査役の職務に必要な費用について、監査役の請求に従い速やかに処理しました。

⑨反社会的勢力との取引排除に向けた体制
・当社は警察との連携強化、反社会的勢力に関する情報収集を図るため、愛知県企業防衛対策協議会及び公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加盟し、定例会に出席しております。

⑩財務報告の信頼性を確保するための体制
・内部監査室による財務報告に係る内部統制の評価を実施しました。

(3) 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2024年12月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額	
(資産の部)				
流 動 資 産	5,226,459	流 動 負 債	1,200,116	
現 金 及 び 預 金	4,231,349	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	58,872	
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	830,910	1年内返済予定の長期借入金	260,647	
棚 卸 資 産	51,596	未 払 金	136,559	
そ の 他	113,065	未 払 法 人 税 等	201,062	
貸 倒 引 当 金	△462	賞 与 引 当 金	5,113	
固 定 資 産	7,587,852	前 受 収 益	281,768	
有 形 固 定 資 産	5,838,020	そ の 他	256,092	
建 物 及 び 構 築 物	2,940,425	固 定 負 債	2,243,899	
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	7,151	長 期 借 入 金	1,915,342	
工 具、器 具 及 び 備 品	506,359	退 職 給 付 に 係 る 負 債	156,476	
土 地	2,384,084	資 産 除 去 債 務	47,669	
無 形 固 定 資 産	1,272,371	そ の 他	124,412	
ソ フ ト ウ エ ア	1,018,154	負 債 合 計	3,444,016	
ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定	245,048	(純資産の部)		
そ の 他	9,169	株 主 資 本	9,357,535	
投 資 そ の 他 の 資 産	477,459	資 本 金	4,099,300	
投 資 有 価 証 券	50,987	資 本 剰 余 金	4,056,450	
繰 延 税 金 資 産	104,111	利 益 剰 余 金	2,302,697	
敷 金 及 び 保 証 金	178,113	自 己 株 式	△1,100,911	
そ の 他	145,415	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	12,759	
貸 倒 引 当 金	△1,169	為 替 換 算 調 整 勘 定	12,759	
資 産 合 計	12,814,312	純 資 産 合 計	9,370,295	
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	12,814,312	

連結損益計算書

(2024年1月1日から)
(2024年12月31日まで)

(単位:千円)

科 目	金 額
売 上 高	4,376,654
売 上 原 価	1,725,574
売 上 総 利 益	2,651,079
販売費及び一般管理費	1,921,223
営 業 利 益	729,856
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	178
受 取 配 当 金	652
受 取 保 証 料	8,123
受 取 補 償 金	8,241
そ の 他	1,821
	19,016
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	11,162
為 替 差 損	643
支 払 手 数 料	2,250
そ の 他	1,569
	15,625
経 常 利 益	733,247
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	4,439
投 資 有 価 証 券 評 価 損	25,923
	30,362
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	702,885
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	263,789
法 人 税 等 調 整 額	△22,753
	241,035
当 期 純 利 益	461,849
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	461,849

連結株主資本等変動計算書

(2024年1月1日から)
(2024年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	4,099,300	4,056,450	2,018,322	△1,175,900	8,998,172
当期変動額					
剰余金の配当	－	－	△168,573	－	△168,573
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	461,849	－	461,849
自己株式の処分	－	－	－	58,767	58,767
譲渡制限付株式報酬	－	－	△8,900	16,221	7,320
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	－	－	－	－	－
当期変動額合計	－	－	284,374	74,988	359,363
当期末残高	4,099,300	4,056,450	2,302,697	△1,100,911	9,357,535

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他の有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	△20,135	17,795	△2,340	8,995,832
当期変動額				
剰余金の配当	－	－	－	△168,573
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	－	461,849
自己株式の処分	－	－	－	58,767
譲渡制限付株式報酬	－	－	－	7,320
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	20,135	△5,035	15,099	15,099
当期変動額合計	20,135	△5,035	15,099	374,463
当期末残高	－	12,759	12,759	9,370,295

連 結 注 記 表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

全ての子会社を連結しております。

(1) 連結子会社の数

1社

(2) 連結子会社の名称

勤次郎ベトナム有限会社

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社である勤次郎ベトナム有限会社の決算日は、9月30日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない…………時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出）

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品…………総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）

仕掛品…………総平均法又は個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）

原材料…………総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）

貯蔵品…………最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産…………定率法 ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

無形固定資産

自社利用ソフトウェア…………社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。なお、サービス提供目的のソフトウェアについては、利用見込期間（3年以内）における見込収益に基づく償却額と、利用可能な残存期間に基づく均等償却額を比較し、いずれか大きい額を計上する方法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸 倒 引 当 金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞 与 引 当 金……従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当連結会計年度の負担額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、約束した財又はサービスに対する支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容、及び当該履行義務を充足する通常の時点は、以下のとおりであります。なお、取引の対価は主として履行義務の充足時点から1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

① クラウドライセンス売上、及びプレミアムサポート売上

日常又は反復的なサービスであり、サービスに対する支配は顧客に一定期間にわたり移転するものと判断し、サービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定期間にわたり収益を認識しております。

② ソフトウェア製品売上、及び就業端末売上

財又は財に紐づけられるサービスに対する支配が主として一時点で顧客に移転するものと判断しております。ソフトウェア製品及び就業端末の販売は日本国内からの出荷取引によるものであり、出荷から着荷までの期間が短いことから、顧客に対して製品を出荷した時に収益を認識しております。

③ コンサルサポート売上

主な履行義務は顧客のソフトウェア導入を支援することにあり、サービスに対する支配は一時点で顧客に移転するものと判断し、顧客の検収行為により支配が顧客に移転した時に収益を認識しております。

(5) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度（千円）
ソフトウェア	1,018,154
ソフトウェア仮勘定	245,048

(2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

① 算出方法

連結貸借対照表に計上されているソフトウェアのうち、大部分を占めるサービス提供目的のソフトウェアについては、利用見込期間（3年以内）における見込収益に基づく償却額と利用可能な残存期間に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい額を減価償却費として計上しています。

ソフトウェア仮勘定については、見込収益と帳簿価額を比較し、資産性を評価しております。

② 見積りの算定に用いた主要な仮定

上記の見込収益の見積りの基礎となる販売計画は、市場調査等から想定したマーケットの状況や、営業施策に基づく収益予測及び見込顧客からの収益予測を考慮して見積もっております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

販売計画の見積りに使用されている主要な仮定は、不確実性が高く、当初想定した仮定のとおりに推移しない可能性があります。この場合、将来の収益獲得効果が当初想定額よりも減少するため、翌連結会計年度の連結計算書類において、ソフトウェアの計上額に重要な影響を与える可能性があります。

追加情報

(信託型従業員持株インセンティブ・プラン (E-Ship) に係る取引について)

当社は、従業員に対する当社の中長期的な企業価値向上へのインセンティブの付与を目的に、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン (E-Ship)」(以下、「E-Ship信託」という。)を導入しております。

(1) 取引の概要

当社が設定したE-Ship信託が当社株式を取得し、信託の設定後5年間にわたり持株会が定期的に行う当社株式の取得に際して、当社株式を持株会に売却いたします。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額により、連結貸借対照表の純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末の当該株式の帳簿価額及び株式数は、143,468千円及び224,600株であります。

(3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

当連結会計年度末165,330千円

連結貸借対照表に関する注記

1. 棚卸資産の内訳は次のとおりであります。

商品及び製品	8,920千円
仕掛品	24,949千円
原材料及び貯蔵品	17,726千円

2. 担保資産

(1) 担保に供している資産（帳簿価額）

建物及び構築物	2,790,706千円
土地	2,134,029 //
計	4,924,735千円

(2) 担保に係る債務（帳簿価額）

1年内返済予定の長期借入金	249,996千円
長期借入金	1,750,012 //
計	2,000,008千円

3. 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。

建物及び構築物	458,478千円
機械装置及び運搬具	20,109千円
工具、器具及び備品	668,660千円

4. 顧客との契約から生じた債権の金額、及び契約負債の金額

「収益認識に関する注記」に記載しております。

連結損益計算書に関する注記

顧客との契約から生じる収益

「収益認識に関する注記」に記載しております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	10,420,000	10,420,000	—	20,840,000

(変動事由の概要)

発行済株式総数の増加は、2024年7月1日付で普通株式を1株につき2株の割合で株式分割を行ったことによるものであります。

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	662,205	662,205	108,790	1,215,620

(注) 自己株式には、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン(E-Ship)」の導入に伴う野村信託銀行株式会社(勤次郎持株会専用信託口)が保有する当社株式(当連結会計年度期首158,300株、当連結会計年度末224,600株(株式分割考慮後))が含まれております。

(変動事由の概要)

(1) 自己株式の増加は、2024年7月1日付で普通株式を1株につき2株の割合で株式分割を行ったことによるものであります。

(2) 自己株式の減少は、譲渡制限付株式報酬による自己株式の譲渡16,790株、及び「信託型従業員持株インセンティブ・プラン(E-Ship)」の導入に伴う野村信託銀行株式会社(勤次郎持株会専用信託口)による当社株式の譲渡92,000株であります。

(注) 自己株式の減少数については、便宜上期首に株式分割が行われたものと仮定した場合の減少数を記載しております。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年3月22日 定時株主総会	普通株式	168,573	17	2023年12月31日	2024年3月25日

(注) 上記配当金の総額には、野村信託銀行株式会社（勤次郎持株会専用信託口）が所有する当社株式に対する配当金2,691千円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年3月19日 定時株主総会	普通株式	168,716	8.5	2024年12月31日	2025年3月21日

(注) 1. 配当原資については利益剰余金とすることを予定しております。
2. 上記配当金の総額には、野村信託銀行株式会社（勤次郎持株会専用信託口）が所有する当社株式に対する配当金1,909千円が含まれております。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組み方針

事業計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。今後の事業拡大等に伴い必要となる資金については銀行借入等により調達する予定であります。なお、当社はデリバティブ取引を行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は主に株式であり、純投資目的で保有しており、当該株式は市場価格の変動リスクに晒されております。また、敷金及び保証金は、預託先の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。借入金は主に事業の拡大に必要な資金調達を目的としたものであり、返済期間は最長で決算日後8年であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等にかかるリスク）の管理

営業債権については、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、経理部において適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(5) 信用リスクの集中

当期の連結決算日現在における営業債権のうち、41.3%は株式会社大塚商会に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年12月31日（当連結会計年度の決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券	50,987	50,987	—
(2) 敷金及び保証金 貸倒引当金	178,113		
	△1,169		
	176,944	152,718	△24,225
資産計	227,932	203,706	△24,225
(1) 長期借入金 (1年内返済予定長期借入金を含む)	2,175,989	2,127,544	△48,444
	負債計	2,175,989	2,127,544
			△48,444

(注) 「現金及び預金」「受取手形及び売掛金」「支払手形及び買掛金」「未払金」「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを使用して算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
株式	50,987	—	—	50,987
資産計	50,987	—	—	50,987

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	152,718	—	152,718
資産計	—	152,718	—	152,718
長期借入金 (1年内返済予定長期借入金を含む)	—	2,127,544	—	2,127,544
負債計	—	2,127,544	—	2,127,544

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は主に活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、敷金及び保証金の金額を当該賃貸借見込期間に見合った国債の利率を基にした一定の割引率により現在価値に割引計算した金額をもって時価としており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定長期借入金を含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

賃貸等不動産に関する注記

当社では、愛知県において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸オフィスビルを所有しております。なお、当該賃貸オフィスビルの一部については、当社が使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。

当該賃貸等不動産として使用する部分を含む不動産に関する連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額			連結決算日における時価
当期首残高	当期増減額	当期末残高	
5,090,382	△165,646	4,924,735	4,890,000

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 賃貸等不動産の期中増減額のうち、当連結会計年度の主な増加額は建物附属設備の購入による取得(6,411千円)であり、主な減少額は減価償却(167,888千円)であります。

3. 期末の時価は、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づきます。ただし、第三者からの取得時や直近の評価時点から、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。

また、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する損益は、次のとおりであります。

(単位：千円)

賃貸収入	賃貸費用	差額
161,346	219,940	△58,594

(注) 賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産には、製品の販売、開発、サービスの提供及び経営管理として当社が使用している部分も含むため、当該部分の賃貸収入は、計上されておりません。なお、当該不動産にかかる費用(減価償却費、修繕費、保険料、租税公課等)については、賃貸費用に含まれております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			合計
	HRM事業	不動産賃貸事業	計	
一時点で移転される財	1,317,824	—	1,317,824	1,317,824
一定の期間にわたり移転される財	2,897,483	—	2,897,483	2,897,483
顧客との契約から生じる収益	4,215,307	—	4,215,307	4,215,307
その他の収益(注)	—	161,346	161,346	161,346
外部顧客への売上高	4,215,307	161,346	4,376,654	4,376,654

(注) 「その他の収益」は、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の範囲に含まれる賃料収入であります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記「4. 会計方針に関する事項 (4)重要な収益及び費用の計上基準」に記載しております。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権		
受取手形	2,965	2,293
売掛金	690,357	824,136
	693,323	826,430
契約負債		
前受収益	221,327	262,821
前受金	11,880	8,360
	233,207	271,182

(注) 1. 契約負債は、主にソフトウェア保守契約に基づいて顧客から受け取った前受金であります。契約負債は収益の認識に伴い取り崩されます。当連結会計年度に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、222,709千円であります。

2. 連結貸借対照表において、前受金は「流動負債その他」に含まれております。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に配分した取引価格に関する記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 477円48銭

1株当たり当期純利益 23円60銭

(注) 1. 当社は、2024年7月1日付で普通株式を1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

2. 普通株式の期中平均株式数及び期末株式数について、その計算において控除する自己株式には、2022年8月9日開催の取締役会において決議された「信託型従業員持株インセンティブ・プラン(E-Ship)」の導入に伴う野村信託銀行株式会社（勤次郎持株会専用信託口）が所有する当社株式を含めております。

1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は270,988株であり、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は224,600株であります。

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸 借 対 照 表
(2024年12月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額	
(資産の部)				
流 動 資 産	5,143,747	(負債の部)		
現 金 及 び 預 金	4,166,857	流 動 負 債	1,234,514	
受 取 手 形	2,293	支 払 手 形	22,728	
売 品 及 び 製 仕 掛	828,616	買 掛	57,949	
商 品 及 び 製 仕 掛	8,920	1年内返済予定の長期借入金	260,647	
原 材 料 及 び 貯 藏 品	24,949	未 払 金	124,665	
前 払 費	17,726	未 払 費 用	105,189	
そ の 他	90,446	未 払 法 人 税	200,300	
貸 倒 引 当 金	4,399	前 受 金	8,473	
	△462	預 収 金	70,965	
		前 受 収 金	281,768	
固 定 資 産	7,740,589	そ の 他	101,826	
有 形 固 定 資 産	5,837,867	固 定 負 債		
建 構 築 物	2,934,203	長 期 借 入 金	2,243,899	
車 輛 運 搬 具	6,221	退 職 給 付 引 当 金	1,915,342	
工 具、器 具 及 び 備 品	7,151	資 産 除 去 債 務	156,476	
土 地	506,205	そ の 他	47,669	
	2,384,084		124,412	
無 形 固 定 資 産	1,402,104	負 債 合 計		
ソ フ ト ウ イ ク	1,095,711		3,478,414	
ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定	297,223	(純資産の部)		
そ の 他	9,169	株 主 資 本	9,405,922	
投 資 そ の 他 の 資 産	500,617	資 本 本 金	4,099,300	
投 資 有 価 証 券	50,987	資 本 剰 余 金	4,056,450	
関 係 会 社 出 資 金	30,885	資 本 準 備 金	4,056,450	
破 産 更 生 債 権 等	19	利 益 剰 余 金	2,351,084	
繰 延 税 金 資 産	99,334	利 益 準 備 金	5,600	
長 期 前 払 費 用	24,189	そ の 他 利 益 剰 余 金	2,345,484	
敷 金 及 び 保 証 金	176,915	繰 越 利 益 剰 余 金	2,345,484	
そ の 他	119,455	自 己 株 式	△1,100,911	
貸 倒 引 当 金	△1,169			
資 产 合 計	12,884,337	純 資 产 合 計	9,405,922	
		負 債 ・ 純 資 产 合 計	12,884,337	

損 益 計 算 書
 (2024年1月1日から)
 (2024年12月31日まで)

(単位:千円)

科 目	金 額
売 上 高	4,376,654
売 上 原 価	1,783,563
売 上 総 利 益	2,593,090
販売費及び一般管理費	1,861,873
營 業 利 益	731,216
營 業 外 収 益	
受 取 利 息	169
受 取 配 当 金	652
受 取 保 証 料	8,123
受 取 補 償 金	8,241
そ の 他	1,821
	19,007
營 業 外 費 用	
支 払 利 息	11,162
為 替 差 損	40
支 払 手 数 料	2,250
そ の 他	1,569
	15,023
經 常 利 益	735,200
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	4,439
投 資 有 価 証 券 評 価 損	25,923
税 引 前 当 期 純 利 益	30,362
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	704,838
法 人 税 等 調 整 額	262,757
当 期 純 利 益	△22,011
	240,745
	464,092

株主資本等変動計算書

(2024年1月1日から)
(2024年12月31日まで)

(単位：千円)

資本金	株主資本						自己株式	株主資本合計		
	資本剰余金	利益剰余金			その他利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金合計				
	資本準備金	利益準備金	△							
当期首残高	4,099,300	4,056,450	5,600	2,058,866	2,064,466	△1,175,900	9,044,316			
当期変動額										
剰余金の配当	—	—	—	△168,573	△168,573	—	△168,573			
当期純利益	—	—	—	464,092	464,092	—	464,092			
自己株式の処分	—	—	—	—	—	58,767	58,767			
譲渡制限付株式報酬	—	—	—	△8,900	△8,900	16,221	7,320			
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—			
当期変動額合計	—	—	—	286,618	286,618	74,988	361,606			
当期末残高	4,099,300	4,056,450	5,600	2,345,484	2,351,084	△1,100,911	9,405,922			

(単位：千円)

	評価・換算 差額等	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	
当期首残高	△20,135	9,024,180
当期変動額		
剰余金の配当	—	△168,573
当期純利益	—	464,092
自己株式の処分	—	58,767
譲渡制限付株式報酬	—	7,320
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	20,135	20,135
当期変動額合計	20,135	381,742
当期末残高	—	9,405,922

個別注記表

重要な会計方針に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社出資金

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない…………時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均
株式等以外のもの 法により算出）

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品…………総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げ
の方法）

仕掛品…………総平均法又は個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による
簿価切下げの方法）

原材料…………総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げ
の方法）

貯蔵品…………最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産…………定率法 ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を
除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物に
ついては定額法を採用しております。

無形固定資産

自社利用ソフトウェア………… 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
なお、サービス提供目的のソフトウェアについては、利用見込期間（3年
以内）における見込収益に基づく償却額と、利用可能な残存期間に基づく
均等償却額を比較し、いずれか大きい額を計上する方法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸 倒 引 当 金……… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 退職給付引当金……… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

4. 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、約束した財又はサービスに対する支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容、及び当該履行義務を充足する通常の時点は、以下のとおりであります。なお、取引の対価は主として履行義務の充足時点から1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

① クラウドライセンス売上、及びプレミアムサポート売上

日常又は反復的なサービスであり、サービスに対する支配は顧客に一定期間にわたり移転するものと判断し、サービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定期間にわたり収益を認識しております。

② ソフトウェア製品売上、及び就業端末売上

財又は財に紐づけられるサービスに対する支配が主として一時点で顧客に移転するものと判断しております。ソフトウェア製品及び就業端末の販売は日本国内からの出荷取引によるものであり、出荷から着荷までの期間が短いことから、顧客に対して製品を出荷した時に収益を認識しております。

③ コンサルサポート売上

主な履行義務は顧客のソフトウェア導入を支援することにあり、サービスに対する支配は一時点で顧客に移転するものと判断し、顧客の検収行為により支配が顧客に移転した時に収益を認識しております。

会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出してあります。当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度（千円）
ソフトウェア	1,095,711
ソフトウェア仮勘定	297,223

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

連結注記表「会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

追加情報

(信託型従業員持株インセンティブ・プラン (E-Ship) に係る取引について)

当社は、従業員に対する当社の中長期的な企業価値向上へのインセンティブの付与を目的に、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン (E-Ship)」を導入しております。

取引の概要等につきましては、「連結注記表（追加情報）」に記載した内容と同一であります。

貸借対照表に関する注記

1. 担保資産

(1) 担保に供している資産 (帳簿価額)

建物	2,790,706千円
土地	2,134,029 //
計	4,924,735千円

(2) 担保に係る債務 (帳簿価額)

1年内返済予定の長期借入金	249,996千円
長期借入金	1,750,012 //
計	2,000,008千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 1,146,999千円

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	1,979千円
短期金銭債務	38,754千円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引

営業取引による取引高

売上原価	37,763千円
研究開発費	2,199千円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	662,205	662,205	108,790	1,215,620

(注) 自己株式には、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン(E-Ship)」の導入に伴う野村信託銀行株式会社（勤次郎持株会専用信託口）が保有する当社株式（当事業年度期首158,300株、当事業年度末224,600株（株式分割考慮後））が含まれております。

(変動事由の概要)

- (1) 自己株式の増加は、2024年7月1日付で普通株式を1株につき2株の割合で株式分割を行ったことによるものであります。
- (2) 自己株式の減少は、譲渡制限付株式報酬による自己株式の譲渡16,790株、及び「信託型従業員持株インセンティブ・プラン(E-Ship)」の導入に伴う野村信託銀行株式会社（勤次郎持株会専用信託口）による当社株式の譲渡92,000株であります。

(注) 自己株式の減少数については、便宜上期首に株式分割が行われたものと仮定した場合の減少数を記載しております。

税効果会計関係に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	47,881千円
長期未払金	12,214千円
譲渡制限付株式報酬	5,959千円
未払事業税	15,780千円
資産除去債務	14,586千円
償却限度超過額	13,083千円
投資有価証券評価損	7,932千円
その他	5,511千円
繰延税金資産小計	122,950千円
評価性引当額	△12,887千円
繰延税金資産合計	110,062千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△10,728千円
繰延税金負債合計	△10,728千円
繰延税金資産の純額	99,334千円

関連当事者との取引に関する注記

1. 子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種類	会社等 の名称	議決権等の 所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
			役員の 兼任等	事業上の 関係				
子会社	勤次郎ベトナム有限公司	所有 直接100.00%	兼任 2 名	開発の委託	開発の委託(注)	331,471	買掛金 未払金	38,327 427

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 開発の委託については、一般的取引条件を勘案し、交渉の上取引価格を決定しております。

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表と同一であります。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 479円30銭

1株当たり当期純利益 23円71銭

(注) 1. 当社は、2024年7月1日付で普通株式を1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

2. 普通株式の期中平均株式数及び期末株式数について、その計算において控除する自己株式には、2022年8月9日開催の取締役会において決議された「信託型従業員持株インセンティブ・プラン(E-Ship)」の導入に伴う野村信託銀行株式会社(勤次郎持株会専用信託口)が所有する当社株式を含めております。

1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は270,988株であり、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は224,600株であります。

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年2月12日

勤次郎株式会社
取締役会御中

有限責任 あづさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大橋 敦司
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 内田 宏季
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、勤次郎株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、勤次郎株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年2月12日

勤次郎株式会社
取締役会御中

有限責任 あずさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大橋 敦司
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 内田 宏季
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、勤次郎株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第44期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象には他の記載内容は含まれておらず、当監査法人は他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、他の記載内容を通読し、通読の過程において、他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外に他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年1月1日から2024年12月31日までの第44期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われるることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年2月12日

勤次郎株式会社 監査役会

常勤監査役（社外） 藤岡 旭 Ⓛ

監査役（社外） 加藤 厚 Ⓛ

監査役（社外） 岡野 英生 Ⓛ

以 上

株主総会会場ご案内図

■会 場 東京都千代田区外神田四丁目14番1号

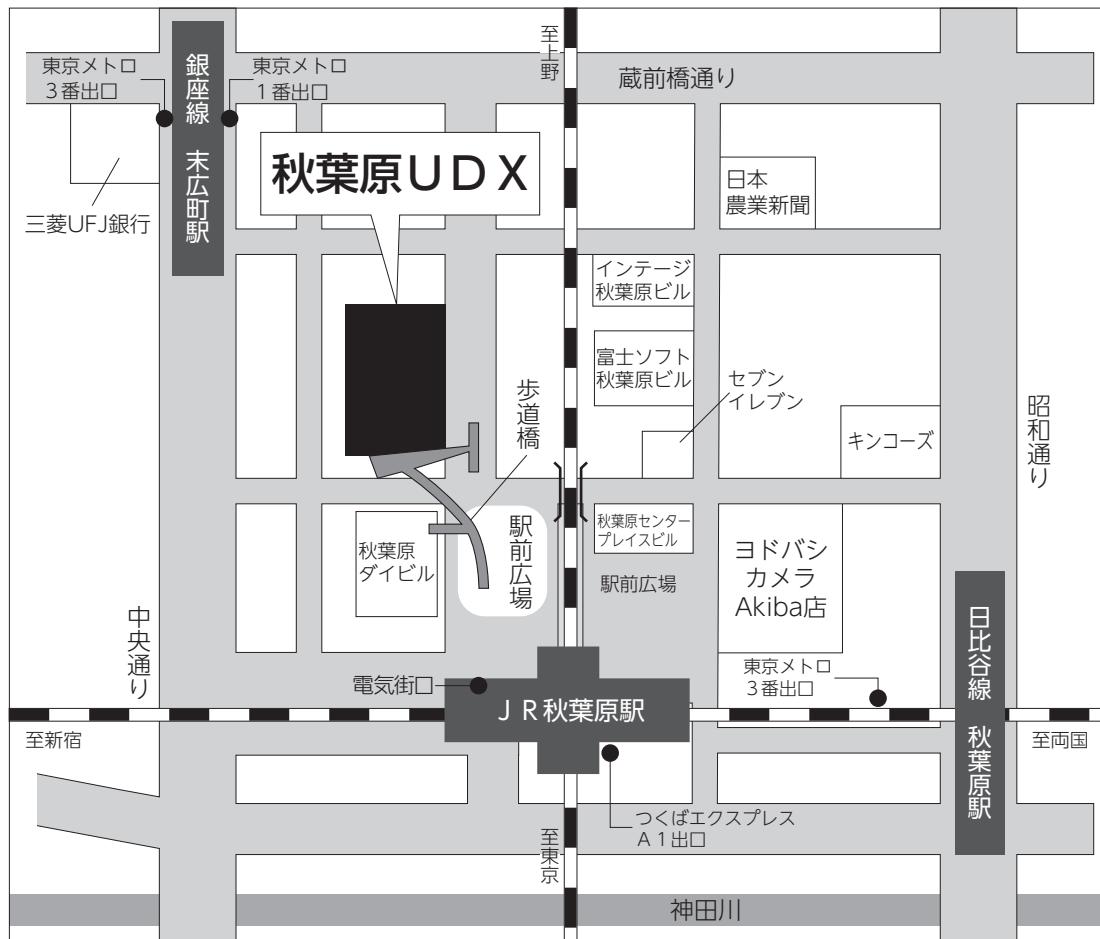
秋葉原UDXビル 南ウイング 6階

■交 通 J R 秋葉原駅 (電気街口) 徒歩3分

東京メトロ銀座線 末広町駅 (1番出口) 徒歩3分

東京メトロ日比谷線 秋葉原駅 (3番出口) 徒歩4分

つくばエクスプレス 秋葉原駅 (A 1出口) 徒歩3分



VEGETABLE
OIL INK



UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。



ミックス
紙 | 責任ある森林
管理を支えています
FSC® C022915